## 令和5年度 マンション管理組合が利用できる支援事業一覧

施策名	概要	問合せ先	
マンション管理組合を 町内自治会へ	一定の要件を備えたマンション管理組合を、町内自治 会と同様の組織として位置付ける。	各区地域づくり支援課 (中央区) 043-221-2105 (花見川区) 043-275-6203 (稲毛区) 043-284-6105 (若葉区) 043-233-8122 (緑区) 043-292-8105 (美浜区) 043-270-3122 千葉市市民局市民自治推進部 市民自治推進課 電話 043-245-5138	
防犯アドバイザー派遣	防犯設備土や元警察官などの防犯について専門的知識 を有する防犯アドバイザーを派遣し、地域の防犯対策に 関する講話と指導を行う。	干葉市市民局市民自治推進部 地域安全課 電話 043-245-5264	
避難行動要支援者 名簿情報の提供	災害時に自ら避難することが困難で支援を要する方の 名簿(避難行動要支援者名簿)を平常時から町内自治会 やマンション管理組合等に提供する。(拒否の意思表示 があった方を除く)	千葉市総務局危機管理部防災対策課 電話 043-245-5113	
地域避難施設認定制度	町内自治会等からの申請に基づき、一定の要件を満たす町内自治会集会場等を「地域避難施設」として認定するとともに、認定施設への備蓄品等(食料、飲料水、携帯トイレ、防災行政無線個別受信機)の配備を行う。	千葉市総務局危機管理部防災対策課 電話 043-245-5113	
危険ブロック塀等 改善補助事業	ブロック塀等の所有者(個人、町内自治会及びマンション管理組合)に対し、通学路等に設置されている倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の設置に係る費用の一部を助成する。	千葉市住宅供給公社 電話043-245-7527	
地域見守り活動支援事業	町内自治会、マンション管理組合、NPO法人等が、新たに地域見守り活動や助け合い活動を実施する場合、初期経費の費用の一部を助成。		
地域支え合い型訪問支援・ 通所支援事業	要支援認定者等に対する買い物、調理等の生活支援 や、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを 行う町内自治会やマンション管理組合、NPO法人等の団 体に活動資金の一部を助成。	千葉市保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課 電話 043-245-5250	
高齢者等ごみ出し支援事業	自ら家庭系ごみ(粗大ごみを除く)をゴミステーションに出すことが困難な高齢者・障害者世帯のごみ出しを行う町内自治会、マンション管理組合等に運営費用の一部を助成。		
花いっぱい市民活動助成	花のあふれるまちづくりを推進するため、町内自治会やマンション管理組合などが公共性の高い場所において行う花に関する市民の活動に対し花苗を配付。	千葉市都市局公園緑地部 緑政課緑と花の推進室 電話 043-245-5775	
防鳥ネット等貸付事業	ごみステーションを管理する町内自治会やマンション の管理組合に対して防鳥ネット、ほうき・ちりとりを無 償貸与。	千葉市環境局資源循環部 収集業務課 電話 043-245-5246	
集団回収団体への補助金・ 用具貸与支援	町内自治会、子ども会、マンション管理組合等の地域団体が自主的に行う古紙、布類の資源回収活動に対し、回収量等に応じて補助金を交付するとともに、保管庫等の用具を貸与する。	千葉市環境局資源循環部 収集業務課 電話 043-245-5246	
集合住宅向け電気自動車充 電設備設置費の助成	集合住宅への電気自動車充電設備の設置費用の一部を 助成する。 また、住民間で合意形成を促すための資料作成費用も 助成する。	千葉市環境局環境保全部 環境保全課	
省エネ最適化診断支援事業	(一財)省エネルギーセンターが実施している省エネ 最適化診断等の費用を助成する。	電話 043-245-5185	

## 本市のマンション管理関連施策のご案内

施策名	概 要	問合せ先
マンション管理計画認定制度	マンションの管理計画を千葉市長に提出し、一定の基準を満足すると判断された際に認定を受けることができます。 (事前に公益財団法人マンション管理センターの確認を受け、事前確認適合証が交付されていることが必要です。)	
マンション長期修繕計画 作成支援制度	マンションの長期修繕計画を作成又は見直しをする市内の管理組合に対して、作成に要する費用の一部を助成します。	千葉市都市局建築部 住宅政策課 電話 043-245-5809
マンション再生等合意形成支援制度	マンションの再生(建替えや改修など)、敷地売却、敷地分割又は除却を行おうとする市内の管理組合に対して、合意形成に要する費用の一部を助成します。	
マンション建替えの支援に 関する協定	マンションの建替えを予定している管理組合や建替組合に対し、一定条件のもと、UR都市機構が保有する賃貸住宅の空室情報の提供等を行います。	UR都市機構東日本賃貸住宅本部 千葉エリア経営部営業課 電話 043-296-7294
分譲マンション耐震診断費・改修費補助事業	昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により設計・建設された分譲マンションの管理組合を対象に、耐震診断費用・改修費用等の一部を助成します。	
緊急輸送道路沿道建築物 耐震診断費·改修費補助事業	昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により設計・建設された緊急輸送道路沿道にある分譲マンションの管理組合を対象に、耐震診断費用・改修費用等の一部を助成します。	千葉市都市局建築部 建築指導課 電話 043-245-5836
既存建築物吹付けアスベスト 対策事業	建物に使用されている、吹付けアスベストの分析調査及び 除去等の費用の一部を助成します。	
防水板設置工事助成制度	浸水被害の軽減を図るため、住宅・マンション等に防水板 の設置及びその設置に伴う関連工事を行う所有者又は使用 者に対し、工事費用の一部を助成します。	千葉市建設局下水道企画部 下水道営業課 電話 043-245-5411